39 吉川市

設工	査設 訓・ 測量調	持木 管施		書 類 名	摘 要
			1	委任状·使用印鑑届(様式C - 6)	・代理人を置く場合:「委任状」として使用してください。 ・代理人を置かない場合:「使用印鑑届」として使用してください。
			2	法人市民税又は個人市民税の納税証明書 <写し可>	・申請事業所の所在地に関わらず、吉川市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3ヶ月以内に交付されたも
					の ・吉川市に事業所を開設してから、1事業年度を経ていない場合は、設立届の写し(受理印のあるもの)又は営業証明書を提出してください。
					新型コロナウィルス感染症等の影響による納税の猶予制度を 受けていて、納税証明書が発行されない場合は「徴収猶予許可 通知書の写し」を添付してください。
			3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月 です。)
			4	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 < 写し可 >	・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を 提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は4に該当する許可 通知書(証明書)も添付してください。
	-	1	5	建設業許可申請書(様式第1号)及び営業 所一覧表(別紙二)の写し	・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出して(ださい。(新規・更新、業種追加、般・特新規)・許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出して(ださい。建設業許可の申請內容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)と変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第2号の2)・廃業届(様式第2号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出して(ださい。
			6	事業所の写真·案内図 (様式C - 10)	・申請する事業所の所在地が、吉川市内の場合に提出してください。本店、本社の場合は提出不要です。 ・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。

【吉川市提出書類】の問合せ先 吉川市 総務部 財政課 管財担当 TEL:048-982-5966

TEL: 048 - 982 - 5966 FAX: 048 - 981 - 5392